

令和 7 年 4 月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和 7 年 4 月 1 8 日（金）
開会：午後 2 時 閉会：午後 2 時 4 0 分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
 - 3 月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第 1 6 号 平成 2 6 年教育委員会告示第 1 号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第 1 7 号 大津市立幼稚園再編等検討委員会規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第 1 8 号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第 1 9 号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、堀口教育部次長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、田中学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、二ノ宮学校給食課長、川瀬生涯学習課長、若林こども・若者政策課長、早瀬同課副参事
- 6 会議を傍聴した者
（1）一般傍聴者 0 人 （2）市政記者等の傍聴者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第16号 平成26年教育委員会告示第1号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○藤原教育総務課長 本件は、幼稚園に関する事務の市長部局への補助執行について定めた告示の改正について、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

本市においては、教育委員会事務局で担っていた幼稚園に関する事務について、平成26年4月から、一部の事務は平成27年4月からであるが、市長部局へ補助執行させている。規模適正化を含め、幼稚園の在り方の検討については、教育委員会事務局及び福祉部局の双方が、補助執行により福祉部局が担任しているとの認識であったが、今般、市の法制審査会から、現行の告示では補助執行させていることが明確ではないとの指摘があったこと等を踏まえ、告示に号を追加し、これを明確化したものである。

【質疑】

○田村委員 今年度策定が予定されている市立幼稚園の再編計画に則って再編が執行されていくときに、執行の主体はどちらになるのか。

○佐藤教育総務課主任 市立幼稚園に関する最終的な決定は、教育委員会において行うこととなる。

○田村委員 教育委員会がなかなか関わっていないというこれまでの流れからすると、実務作業は市長部局の担当課、最終の実施主体は教育委員会となる補助執行よりも、全て市長部局が責任を持つ事務委任の方が良いのではないかとも思える。

○若林こども・若者政策課長 今回の再編等計画を策定するに当たっては、教育委員会には随時報告を行い、その際に伺った教育委員会の意見や思いは、再編等検討委員会において示していきたいと考えている。

○田村委員 市長部局において設計図を作って青写真を描いて、それによって進められていき、最終的に休園や廃園となるときには教育委員会が決定するというところに、もやもやとした感じがする。実質的に教育委員会があまり入れていないとすれば、首長サイドで行う方がスムーズにいくように思える。

○島崎教育長 補助執行や委任について、法的にはどうなっているか。

○佐藤教育総務課主任 社会教育機関に関すること、スポーツに関すること、文化に関すること、文化財の保護に関することについては、特例的に首長へ委任できるが、これら以外については、教育委員会の権限、首長の権限は地教行法に定められたとおりと認識している。

○田村委員 教育委員会マターである就学前教育については、首長部局は補助執行で受けたとしても最終の決定権はないということか。

○佐藤教育総務課主任 そうである。

○田村委員 今回の告示の改正の承認については賛成するが、号を追加し、明確化したことによって、教育委員会の関わりがますます小さくなってしまふ、という気もする。教育委員会の意見を補助執行先にしっかりくみ取ってもらうにはどうすれば良いのか。

- 佐藤教育総務課主任 附属機関である再編等検討委員会において検討を行い、それを答申として受け、最終的に「再編等計画の策定」として教育委員会定例会に諮ることとなる。そこに向けて、こども・若者政策課長からもあったように、報告、連絡を密に行うことが必要だと考えている。
- 若林こども・若者政策課長 事務局である当課として、検討委員会委員の求めに応じた資料やデータの提供は行うが、恣意的に誘導するようなことはない。子どもたちのために、という視点で、検討委員会でしっかり議論していただき、作り上げていきたいと考えている。
- 田村委員 関係部署がきちっと、連携というよりも協働して、就学前教育を進めてもらう必要があると思う。
- 島崎教育長 幼保支援課の幼稚園籍の指導主事等で、教育委員会と兼務となっている者は何人ぐらいいるか。
- 佐藤教育総務課主任 5人ほどであると記憶している。
- 関委員 再編等検討委員会の事務局に教育委員会の職員がいないのは、教育委員会と兼務している職員がいるからそれで足りるということか。
- 若林こども・若者政策課長 事務局の庶務を担うこども・若者政策課には教育委員会との兼務職員はいない。当課は、資料やデータの提供等、議論の補佐的な仕事を行うものである。
- 関委員 再編等検討委員会は、あくまで再編等の話で、就学前教育についてどうしていこう、ということが目的ではない、という認識か。
- 若林こども・若者政策課長 幼稚園の再編というところが主題にはなるが、学識経験者へ委員就任依頼の連絡をした際には、大津市全体の幼児教育についての話も出ていたので、そういった点の議論がなされる可能性はあると思っている。
- 関委員 そうであれば、教育委員会からも入って、意見を拾ってもらうのが良いのかなと思う。
- 周防委員 教育委員会でどれだけ協議できるのか、また、その意見が決定の中に反映されるのか、というところは危惧するところである。これまでの資料を見てみると、再編ありきの方向で資料が出来上がっているように感じてしまう。検討委員会の委員に、大津市は再編ありきであると思われることがないよう、提示する資料についてはよく検討してほしい。また、提示する資料を教育委員会にも示してもらい、意見を出したいと思う。

【採 決】 承認

○議案第17号 大津市立幼稚園再編等検討委員会規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

- 若林こども・若者政策課長 大津市立幼稚園再編等検討委員会規則の制定について、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。
規則の内容は、今年度策定を予定している大津市立幼稚園再編等計画に関して必要な事項を調査審議し、その結果を答申いただく附属機関である大津市立幼稚園再編等検討委員会の、組織、運営等を定めたものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

○議案第18号 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

- 藤原教育総務課長 本件は、教育職給料表の適用を受ける職員が昇格する際の昇格後の号給を定めている「昇格時号給対応表」の、人事院勧告に準じた改正について、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものにつき、教育委員会の承認を求めるものである。

教育職給料表については、令和6年の人事院勧告に準じ、3級は1号給から12号給までをカットし、4級は1号給から16号給までをカットし、3級及び4級の最低給料月額を引き上げる改正、いわゆる給与アップデートを行ったところであり、これを受けて、「昇格時号給対応表」について、給与アップデート後の号給に合うよう、一部を改正したものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

- 議案第19号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説 明】

- 藤原教育総務課長 本件は、令和7年4月1日付けの機構改革等に伴う所要の改正について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

改正内容としては、令和7年4月1日付けの機構改革において保育幼稚園課が保育入所課に名称変更となったことによる改正を行うとともに、一部の決裁区分について、教育委員会事務決裁規程の決裁区分と合うよう見直しを行ったものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

閉会 教育長が4月定例会の閉会を宣言